

## いきいき茨城ゆめ国体2019の対応について

### ▽添付資料

「いきいき茨城ゆめ国体 かすみがうら市実行委員会設立会議」資料

# いきいき茨城ゆめ国体 かすみがうら市実行委員会設立会議

日 時：平成29年12月22日（金）  
午後2時00分から  
場 所：あじさい館 会議室4号

## 次 第

- 1 開 会
- 2 体育協会会長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 議 事
  - (1) いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会設立趣意書（案）
  - (2) いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会会則（案）
  - (3) いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会委員・役員等の選任
  - (4) いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会基本方針（案）
  - (5) いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会事業計画（案）
  - (6) いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会平成29年度収支予算（案）
  - (7) そ の 他
- 5 閉 会

## 第74回国民体育大会の概要及びかすみがうら市開催競技

1. 大会名称：第74回国民体育大会
2. 第74回国民体育大会愛称及びスローガン  
大会愛称：いきいき茨城ゆめ国体  
大会スローガン：翔べ 羽ばたけ そして未来へ
3. 開催年：平成31年（2019年）  
【参考】平成28年：岩手国体 平成29年：愛媛国体 平成30年：福井国体
4. 大会会期：平成31年9月28日（土）～10月8日（火） 11日間
5. 主催  
大会：(公財)日本体育協会・文部科学省・茨城県  
各競技会：上記に日本体育協会加盟競技団体・会場市町村が加わります。
6. 開会・閉会式：笠松運動公園 陸上競技場
7. 実施競技  
正式競技：37競技（毎年実施36競技、隔年実施1競技）  
都道府県対抗の得点対象（天皇杯・皇后杯）となる競技です。  
公開競技：5競技  
都道府県代表の参加により中央競技団体主導で開催するものです。  
都道府県対抗の得点対象となりません。  
特別競技：1競技  
高等学校野球のことをいい、都道府県対抗の得点対象となりません。  
デモンストレーションスポーツ：31競技  
県内在住の方を対象とするスポーツイベントとして、原則、大会会期前の1ヶ月間で開催します。都道府県対抗の得点対象となりません。
8. 本市開催競技種目  
○競技種目：グラウンドゴルフ（デモンストレーションスポーツ）  
会場予定地：あじさい館及び多目的運動公園  
○競技種目：ペタンク（デモンストレーションスポーツ）  
会場予定地：わかぐり運動公園

## 議案第 1 号

### いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会設立趣意書（案）

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

近年、少子高齢化、国際化、情報化など社会情勢の急速な変化に伴い、スポーツを取り巻く状況も急速に変化しており、健康に対する意識の高揚にあわせ、スポーツの重要性が増し、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組が求められています。

このような中、平成 31 年に茨城県で開催される第 74 回国民体育大会において、かすみがうら市でデモンストレーションスポーツとしてグラウンド・ゴルフ及びペタンク競技が開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツ活動の普及・発展に寄与することはもとより、本市の恵まれた自然や歴史・文化等の地域資源を全国に紹介する絶好の機会であるとともに、本市まちづくりの将来像である「きらきら いきいき ふれあい育む豊かなめぐみ野」の実現に向け、大変有意義なものと確信しております。

このような意義ある大会を成功に導くため、市民一人ひとりの情熱と体力を結集するとともに、「おもてなし」の心をもって、来市する選手や応援観戦者の方々が十分満足していただけるよう、万全の準備を整えなければなりません。

よってここに、大会の開催準備を円滑に進めるため、市民・各種関係団体・行政からなる「いきいき茨城ゆめ国体 かすみがうら市実行委員会」を設立するものであります。

平成 29 年 12 月 22 日

いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会設立発起人

かすみがうら市体育協会会長	嶋田 芳則
かすみがうら市スポーツ推進委員長	岩瀬 哲夫
KSC なかよしスポーツクラブ会長	西尾 晴男
KSC エンジョイスportsクラブ会長	石川 一

## 議案第 2 号

### いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会会則（案）

#### 第 1 章 総則

##### （名称）

第 1 条 この会は、いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

##### （目的）

第 2 条 実行委員会は、第 74 回国民体育大会において、かすみがうら市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

##### （所掌事項）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

#### 第 2 章 組織

##### （組織）

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) その他会長が特に必要と認める者

##### （役員）

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内
- (3) 監事 2 名

##### （役員を選任）

第 6 条 会長は、かすみがうら市体育協会会長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、会議で互選し、会長が委嘱する。

##### （役員職務）

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、

会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の会議において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議)

第9条 会議は、会長及び委員をもって構成する。

2 会議は、必要に応じて会長が招集する。

3 会議の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 会議は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に関する基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

5 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催及び議決することができない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、又は会議の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分できる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するために、事務局を生涯学習課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第12条 実行委員会の経費は、助成金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第13条 実行委員会の収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て会議の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第15条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、会議の議決を経て処分する。

## 第8章 補則

### (委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、平成29年12月22日から施行する。

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、施行の日から平成30年3月31日までとする。

議案第 3 号

いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会委員・役員等の選任（案）

（敬称略）

No.	役員	所属・団体	役職	氏名	備考
1	会長	体育協会	会長	嶋田 芳則	
2		体育協会	副会長	井坂 勝美	
3		体育協会	副会長	大和 道男	
4		スポーツ推進委員	委員長	岩瀬 哲夫	
5		KSC なかよしスポーツクラブ	会長	西尾 晴男	
6		KSC エンジョイスポーツクラブ	会長	石川 一	
7		かすみがうら市グラウンドゴルフ部	会長	川島 とし子	
8		茨城県ペタンク協会	理事	坂本 保	
9		茨城県ペタンク協会	理事	米井 信男	
10		かすみがうら市グラウンドゴルフ部	副会長	宇都木 親	

## 議案第 4 号

### いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市基本方針（案）

#### 1. 基本方針

かすみがうら市は、霞ヶ浦と筑波三景の南麓には生まれ、東京や水戸市からも近く、JR 常磐線、常磐自動車道の千代田石岡インターチェンジ、国道 6 号、国道 354 号を有する立地条件に恵まれた田園都市です。

第 74 回国民体育大会では、かすみがうら市の情熱と体力を結集し、市民と行政が一丸となって大会を盛り上げ、真心のこもった魅力あふれる大会の開催と成功を目指します。

また、国民体育大会の開催を契機に、競技力の向上はもとより、市民のスポーツへの関心を高め、生涯スポーツの更なる普及・振興を推進するとともに、豊かな自然や歴史・伝統文化等の地域資源を全国に発信して、新たな活力とにぎわいを創出します。

#### 2. 実施目標

##### (1) 市民協働による大会

大会の成功に向け、市民の参加意識の高揚を図り、市民一丸となって大会を盛り上げ、市民・関係団体・行政が連携を図りながら、協働による大会運営をします。

##### (2) かすみがうら市の魅力を発信する大会

国体開催をかすみがうら市の魅力を発信する絶好の機会ととらえ、豊かな自然・歴史・文化・食といったかすみがうら市の魅力を余すことなく全国に発信するとともに、活力あるまちづくりの更なる推進を図ります。

##### (3) おもてなしの心で創る大会

全市民が、それぞれの郷土を代表する選手を応援するとともに、絆が深まる心のこもったおもてなしに努め、訪れる人々の記憶に残る大会を目指します。

##### (4) 選手が持てる力を発揮できる大会

選手が日頃の練習の成果を十分に発揮し、すばらしい成績が収められるような大会運営を行い、観ている者に夢と感動を与える大会にします。

##### (5) 競技力向上と生涯スポーツ振興につなげる大会

国民体育大会を契機に、選手の競技力向上に努めるとともに、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの更なる普及と生涯スポーツの振興につなげます。

## 議案第 5 号

### いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会事業計画（案）

1. 競技会の開催に係る準備に関すること
  - グラウンド・ゴルフ及びペタンク（デモンストレーションスポーツ）に関する普及促進及び支援活動
2. 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備調整に関すること
  - 競技開催会場に関する設備・備品等の検討・整備調整
3. 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること
  - 競技種目の普及促進等に係る茨城県、かすみがうら市、体育協会、スポーツ推進委員、総合型クラブ、実施競技団体等との連絡調整
4. 市民のスポーツ意識の高揚に関すること
  - 市民への国民体育大会 PR
  - 啓発活動
5. その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること
  - 先催都市の準備状況等の調査及び研究
  - 委員会会議の開催

議案第 6 号

いきいき茨城ゆめ国体かすみがうら市実行委員会平成 29 年度収支予算（案）

収入の部

科 目	予算額	説 明
1 負担金補助及び交付金	1,000,000	
(1) 助成金	1,000,000	かすみがうら市からの助成金
2 雑収入	100	
(1) 雑収入	100	預金利息等
合 計	1,000,100	

支出の部

科 目	予算額	説 明
1 総務費	50,000	
(1) 会議費	20,000	会議開催経費
(2) 事務局費	30,000	消耗品費等
2 開催推進費	900,000	
(1) 事業費	900,000	啓発活動費・備品購入費等
3 予備費	50,100	
(1)予備費	50,100	
合 計	1,000,100	

※ 科目間の費用については、相互に流用できるものとする。